

横浜市金沢産業振興センター展示室照明設備工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センター展示室照明設備工事		
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター		
1-3 履行期間	契約締結日から令和6年12月10日まで		
1-4 工事の目的	展示室の蛍光灯照明をLED照明に改修を行う。		
1-5 現場責任者	現場責任者は、照明設備及び低圧電気設備の取扱いに精通した者とする。		
1-6 設備機器	設備機器等の仕様は、次のとおりとする。 展示室にLED照明設備を設置する。 (1) LED照明器具 XLX460KENP LE9 40形 80台 (2) LED照明器具 XLX462KGNJ LE9 40形 6台 (3) LED照明器具 埋込型照明 連結タイプ 40形 2台 (4) 分電盤 ブレーカ収納ボックス 1台マルチ1000型相当 NYS30527LF2「パナソニック製(同等品可)」 落下防止付きワイヤー付		
1-7 材料	主な材料は、次のとおりとする。 (1) 電源線 EM-CE5.5sq-3C 35m (2) アース線 IE5.5mm ² 35m (3) プルボックス設置費 300×300 1箇所 (4) プルボックス設置費 150×150 2箇所 (5) 配管 E25 15m (6) 配管 E25 端材 1式 (7) ブレーカボックス 屋内用キャビネット 300×300 1個 (8) ブレーカ 単相3線用 2個 (9) ブレーカ 2P2E 1個 (10) 消耗品・雑材費 1式		
1-8 適用範囲	現場の施工に際し、次の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。		
1-9 疑義	本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団(甲)と協議を行い、指示に従うこと。 また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。		

1-10
分電盤仕様

盤類共通仕様

- (1) 盤に使用する鋼板の厚さ、盤構造、盤内の制御線の太さ、塗装等については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に準じる。
- (2) 扉の把手は鍵付とし、ちょう番は裏ちょう番とする。扉ハンドルの鍵は監督員の指定するものを使用すること。
- (3) 扉の内面には、見やすい箇所に図面ホルダーを設け、工事自主検査前までに系統図、結線図等を差し込むこと。
- (4) 制御用電線端子は、丸形端子を使用し、圧着端子部分にはマークチューブ（又は同等品）で端子マークをつけ、端子露出部分は配線と同色の絶縁キャップで被覆すること。
- (5) 機器、器具の配置は、保守点検に便利のように合理的な配置とし、内部の点検、機器の取り替え、結線の変更が容易で、かつ安全性を考慮した構造とすること。
- (6) 充電露出部分については、取り外しが容易な構造の透明アクリル板等で保護すること。
- (7) ケーブル及び電線の盤外よりの引き込み部分については、ケーブルサポート等を設置し堅ろうに支持すること。
- (8) 配線ダクトのサイズは充分余裕をもって選定し、蓋には合わせナンバーを付けること。
- (9) 盤内機器には見やすい大きさのデバイスナンバーを付けること。
- (10) 盤内配線の被覆の色は、横浜市建築局監修「電気設備工事施工マニュアル」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に準じる。
- (11) 特記仕様書で汎用品使用となっているときには前記の適用は受けない。
- (12) 機器の据え付けは、床面に水平又は垂直になるよう、レベル差を調整して堅固に固定すること。
- (13) 配線は設計図書に記載のケーブルを使用し、ピット、ダクト、電線管等に納め整然と配線すること。
- (14) 配線と機器との接続箇所には適応する接続金物を使用し、電氣的、機械的に完全に接続すること。
- (15) 銅体母線の接続は接触面の処理を十分に行い、適応するクランプを用い、ボルトナットにより十分に締め付けること。
- (16) ケーブル又は電線の立ち上がり部分で外傷のおそれのある場合は、電線管又はダクトで保護すること。

1-11
現場の施工

1 設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。

また、本件施工に際しては、次の事項を遵守すること。

- (1) 照明設備、ケーブル等敷設工事について
 - ア 展示室から荷捌き分電盤へ幹線ケーブル、制御ケーブルを布設する。
 - イ ケーブル及び電線の盤外よりの引き込み部分については、ケーブルサポート等を設置し堅ろうに支持すること。
 - ウ 電線管のサイズは充分余裕をもって選定し、蓋には合わせナンバーを付けること。

- エ 盤内機器には見やすい大きさのデバイスナンバーを付けること。
- オ 盤内配線の被覆の色は、横浜市建築局監修「電気設備工事施工マニュアル」及び「公共建築工事標準 仕様書（電気設備工事編）」に準じる。
- カ 特記仕様書で汎用品使用となっているときには前記適用は、受けない。
- (2) 機器の据え付けは、床面に水平又は垂直になるよう、レベル差を調整して堅固に固定すること。
- (3) 配線方法
 - ア 配線は設計図書に記載のケーブルを使用し、ピット、ダクト、電線管等に納め整然と配線すること。
 - イ 配線と機器との接続箇所には適応する接続金物を使用し、電氣的、機械的に完全に接続すること。
 - ウ 銅体母線の接続は接触面の処理を十分に行い、適応するクランプを用い、ボルトナットにより十分に締め付けること。
 - エ ケーブル又は電線の立ち上がり部分で外傷のおそれのある場合は、電線管又はダクトで保護すること。
- 2 工事の試験、調整を行い、支障無く照明設備を使用できる状態とする。
- 3 産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。
- 4 施設の電気主任技術者の立会いについては、受注者と施設管理者と調整の上、必要に応じて実施すること。
- 5 本工事は、履行場所のテナント・利用者の状況を勘案して、全停電日を設定し、全停電作業を工事工程に従い安全に工事を実施すること。
- 6 壁貫通箇所を施工するときは、レントゲンでケーブル等が、埋設されていないかを確認してから施工すること。
- 1 施工にあたっては常に最新の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- 3 施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を行うとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。
- 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が生じないように十分配慮すること。

(1) 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。

高所作業足場等を使用する場合は、転落防止措置を施し、安全に作業を実施すること。

(2) 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

(3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

(4) 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

(5) その他

ア 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。

イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。

ウ その他は、監督員と打合せの上、施工すること。